

鶴ヶ島市からのお知らせ

川越新聞記者会の皆さんよろしくお願いします。

担当課（所・館）鶴ヶ島市議会事務局 上田平
連絡先（TEL） 2 7 1 － 1 1 1 1 （内線 3 6 0）

令和7年第1回鶴ヶ島市議会定例会において、以下の議員提出議案を提出しました。

議員提出議案

番 号	件 名
議・議案 第1号	鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則について
議・議案 第2号	鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例について
議・議案 第3号	鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議・議案第 1 号

鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則について

鶴ヶ島市議会会議規則（平成 3 年議会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山 中 基 充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小 川 茂
同	同	太 田 忠 芳
同	同	小 林 ひとみ
同	同	出 雲 敏太郎
同	同	内 野 嘉 広
同	同	高 橋 剣 二
同	同	大曾根 英 明

提 案 理 由

議会における手続について、情報通信技術を活用した方法により行うことのほか、文言等の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則

鶴ヶ島市議会会議規則（平成３年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第９４条」を「第９４条の２」に、「第１６７条」を「第１６６条の２—第１６７条」に改める。

第７条中「すべて」を「全て」に改める。

第９条第２項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１９条第１項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第２項及び第３項中「承認」を「許可」に改める。

第２０条中「かえる」を「代える」に改める。

第２３条中「さらに」を「更に」に改める。

第２９条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第３１条に次の１項を加える。

４ 投票の効力に係る法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第３７条第３項中「規定する」を「おける」に、「又は」を「及び第１項における」に改める。

第３８条中「まって」を「待つて」に改める。

第４４条第２項中「会議」を「議会」に改める。

第４５条第２項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第４６条中「さらに」を「更に」に改める。

第５０条第１項、第５２条第１項及び第５５条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第５９条中「さらに」を「更に」に、「事」を「こと」に改める。

第６６条中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第76条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第85条中「し、又は記録」を削る。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長が別に定める電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条第2項を次のように改める。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終

わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第121条中「さらに」を「更に」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第137条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第155条中「会議中は、」を「議場において」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に、「決める」を「定める」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第163条中「さらに」を「更に」に改める。

第8章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）

とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定める

ものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第166条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

改 正 後	現 行
目次 第1章 略 第2章 委員会 第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>） 第2節～第6節 略 第3章～第7章 略 第8章 補則（<u>第166条の2—第167条</u>） 附則 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 略 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （日程の作成及び配布） 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件	目次 第1章 略 第2章 委員会 第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>） 第2節～第6節 略 第3章～第7章 略 第8章 補則（<u>第167条</u>） 附則 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3</u> 略 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （議事日程の作成及び配布） 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件

及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。 (延会の場合の議事日程) 第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、<u>更に</u>その日程を定めなければならない。 (投票) 第 2 9 条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次投票する。 (開票及び投票の効力) 第 3 1 条 略 2 ～ 3 略 4 <u>投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 3 7 条 略 2 略 3 <u>前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。</u> (付託事件を議題とする時期) 第 3 8 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員会の審査又は調査期限) 第 4 4 条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 3 8 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第 4 5 条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 (再付託) 第 4 6 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要がある	及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。 (延会の場合の議事日程) 第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、<u>さらに</u>その日程を定めなければならない。 (投票) 第 2 9 条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次投票する。 (開票及び投票の効力) 第 3 1 条 略 2 ～ 3 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 3 7 条 略 2 略 3 前 2 項に<u>規定する</u>提出者の説明<u>又は</u>委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第 3 8 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まっ</u>て議題とする。 (委員会の審査又は調査期限) 第 4 4 条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 3 8 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第 4 5 条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (再付託) 第 4 6 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要がある
--	---

と認めるときは、議会は、<u>更に</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2～3 略 (発言の継続) 第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、<u>更に</u>その議事を始めたときは、前の発言を続ける<u>こと</u>ができる。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出	と認めるときは、議会は、<u>さらに</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2～3 略 (発言の継続) 第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、<u>さらに</u>その議事を始めたときは、前の発言を続ける<u>事</u>ができる。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出
--	--

席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 略 (簡易表決) 第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。 (表決の順序) 第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (公述人の決定) 第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第 8 5 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (会議録の配布) 第 8 6 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。 (会議録署名議員) 第 8 8 条 会議録に署名する議員は 2 人とし、議長が会議において指名する。	席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 略 (簡易表決) 第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。 (表決の順序) 第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (公述人の決定) 第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第 8 5 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (会議録の配布) 第 8 6 条 会議録は、議員及び関係者に配布（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長が別に定める電磁的方法による提供を含む。</u>）する。 (会議録署名議員) 第 8 8 条 会議録に署名する議員（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、法第 1 2 3</u>
--	---

(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u> (発言の許可) 第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その可否を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、<u>委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u> 4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (委員長の発言) 第118条 略 2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、<u>委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができ</u>	<u>条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は2人とし、議長が会議において指名する。 (動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u> (発言の許可) 第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>すべて</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その可否を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、<u>委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> (委員長の発言) 第118条 略 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインによる方法で委員会に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員
--	--

ない。 (発言の継続) 第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、<u>更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</u> (答弁書の配布) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u> (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない。</u> (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る。</u> 2 略 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>採らなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序	<u>長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</u> (発言の継続) 第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、<u>さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</u> (答弁書の朗読) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u> (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない。</u> (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる。</u> 2 略 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>とらなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序
---	--

を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2～3 略 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 5 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>説明</u>することができる。 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長</u>	を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2～3 略 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>委員会に出席</u>することができる。
---	--

<u>に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1)～(2) 略 <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 略</u> <u>(決定の通知)</u> 第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。 (禁煙) 第155条 何人も、<u>議場において喫煙してはならない。</u> (資料等の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って<u>定める。</u> <u>(代理弁明)</u> 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、<u>議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u>	(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u> (1)～(2) 略 <u>2 略</u> <u>(決定書の交付)</u> 第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> (禁煙) 第155条 何人も、<u>会議中は、喫煙してはならない。</u> (資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って<u>決める。</u>
--	---

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第8章 略

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)

に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受け

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第8章 略

る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用す

る。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条第1項

（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等につ

いては、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

議・議案第 2 号

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例について
鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和 3 1 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山 中 基 充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小 川 茂
同	同	太 田 忠 芳
同	同	小 林 ひとみ
同	同	出 雲 敏太郎
同	同	内 野 嘉 広
同	同	高 橋 剣 二
同	同	大曾根 英 明

提 案 理 由

委員会における手続について、情報通信技術を活用した方法により行うことのほか、文言等の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条第3項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第18条第2項を削る。

第21条の見出し中「説明者の出席」を「出席説明の」に改め、同条第2項中「求められた者は、」を「求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第3項中「で公聴会に出席すること」を「により公聴会で意見を述べること」に改める。

第28条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中「で委員会に出席すること」を「により委員会で意見を述べること」に改める。

第30条第1項中「記名押印」を「押印」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	現行
(委員会の開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延</u>により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 略 3 前項の規定による届出をして、委員会に<u>出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> 4 略 (委員長及び委員の除斥) 第18条 略 (<u>出席説明の要求</u>) 第21条 略 2 前項の規定により出席を<u>求められた者が</u>オンラインによる方法で<u>説明する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。	(委員会の開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等</u>により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 略 3 前項の規定による届出をして、委員会に<u>出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> 4 略 (委員長及び委員の除斥) 第18条 略 2 <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u> (<u>説明者の出席要求</u>) 第21条 略 2 前項の規定により出席を<u>求められた者は</u>、オンラインによる方法で<u>出席する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 略

(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 略 3 公述人は、オンラインによる方法<u>により公聴会で意見を述べる</u>ことができる。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示</u>することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 略 2 略 3 参考人は、オンラインによる方法<u>により委員会で意見を述べる</u>ことができる。 4 略 (記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ</u>	(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 略 3 公述人は、オンラインによる方法<u>で公聴会に出席</u>することができる。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で意見を提示</u>することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には<u>準用しない。</u> (参考人) 第29条 略 2 略 3 参考人は、オンラインによる方法<u>で委員会に出席</u>することができる。 4 略 (記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>しなければならない。 2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、<u>法第123条第3項の規定の例によるものとする。</u> 3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>
--	---

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

議・議案第 3 号

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山 中 基 充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小 川 茂
同	同	太 田 忠 芳
同	同	小 林 ひとみ
同	同	出 雲 敏太郎
同	同	内 野 嘉 広
同	同	高 橋 剣 二
同	同	大曾根 英 明

提 案 理 由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言等の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項及び第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項	略	略	第12条第1項	略	略
第12条第2項			第12条第2項		
第1号			第1号		
第38条第1項	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法	第38条第1項	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法

		第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	略	略	第38条第1項第2号	略	略
第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。			第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。		